

成年後見人材育成研修（委託研修）開催要項

2017年度から、日本社会福祉士会の成年後見人養成研修が変わり、成年後見制度を活用する社会福祉士のための「成年後見人材育成研修」（認証研修）と、ばあとなあ名簿に登録し受任する社会福祉士のための「名簿登録研修」の2つに分かれました。千葉県社会福祉士会では、前年度と同じように、「成年後見人材育成研修」（認証研修）を日本社会福祉士会主催の委託集合研修として下記の概要どおりに開催します。

1. 研修目標 ①専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。

（※本研修の修了は、権利擁護センターばあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。）

②地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

2. 日 時 1日目 2020年 7月18日（土）9時～17時30分

2日目 2020年 8月21日（金）9時～17時

3日目 2020年 9月19日（土）9時～17時

4日目 2020年10月17日（土）9時～17時

3. 会 場 千葉県社会福祉研修センター（予定）

（所在地 千葉県千葉市中央区千葉港4-3）

4. カリキュラム（予定）

（1）講義・演習等：4日間 23時間以上

（2）事前課題：指定する6科目は「事前課題」を提出して頂きます。

課題については、その都度ご案内します。

5. 受講要件 （1）次の要件のすべてを満たす者

①日本社会福祉士会の正会員である都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士

②都道府県社会福祉士会の会長が成年後見活動に資すると認める者

③カリキュラムの全課程を出席できる者

④次の主管社会福祉士会独自の受講要件を満たす者

a 会費の未納がない者

（2）次に挙げるa～cのいずれかを満たす者

a 日本社会福祉士会の基礎課程（基礎研修Ⅰ～Ⅲ）を修了している者

b 日本社会福祉士会の旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者

c 認定社会福祉士である者

6. 受講対象都道府県社会福祉士会及び定員

区分	都道府県社会福祉士会名	定員
研修を主管する 社会福祉士会 (主管社会福祉士会)	千葉県	25名
研修の対象となる 指定社会福祉士会 (指定社会福祉士会)	茨城県（予定）	5名

※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

7. 受講費 5万円（別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。）
※一端納入された受講費は、主催者（研修を主管する社会福祉士会）の責による場合以外は返金いたしません。

8. 申込 別紙の申込用紙に必要事項をご記入のうえ、所属する都道府県社会福祉士会の事務局にE-mailまたはFAX、郵便にてお申込みください。（電話での申込は受け付けておりません）

◆申込先 所属社会福祉士会事務局

◆申込期間 4月1日（水）～4月15日（水） 定員となり次第締め切ります。
郵便での申込は締切日消印有効、E-mail、FAXでの申込は締切日必着。

9. 受講決定 受講決定は、あらかじめ決められた定員に基づき、次の方法で決定します。

①主管社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、主管社会福祉士会が決定します。

②指定社会福祉士会に所属する会員の受講決定は、指定社会福祉士会が受講者を決定し、主管社会福祉士会に推薦します。

③上記によりがたい事項については、主管社会福祉士会と指定社会福祉士会の協議で受講者を決定します。

10. 受講可否の連絡等

- 受講可否は、5月22日（金）ごろまでに郵便にてご連絡します。申込者が定員を越えた場合は、受講できない場合がありますのでご了承ください。
- 受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することができますのでご了承ください。
- 会場案内、受講費の納入方法、テキストの購入方法、事前課題、およびキャンセル等の扱いについては、受講可否の連絡時にご案内します。

11. 修了要件

研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

- 面接授業の出席が100%であること
- 事前課題を提出すること
- 修了評価で一定の水準を満たすこと

12. 研修単位について

(1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、専門課程の2単位となります。

(2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。

認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）

単位数：2単位 認証番号：20160004

注：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

13. 主 催 公益社団法人 日本社会福祉士会 主 管 一般社団法人 千葉県社会福祉士会

問い合わせ先	一般社団法人 千葉県社会福祉士会 事務局 (月～金 9時～17時)
連絡先	〒260-0026 千葉市中央区千葉港7-1 塚本千葉第五ビル3階 一般社団法人 千葉県社会福祉士会 事務局
TEL : 043-238-2866 FAX : 043-238-2867 E-mail : office@cswchiba.com	